

鳥取市民会館減免制度について

令和7年4月1日より鳥取市民会館の減免が新しくなりました！

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率
◆麒麟のまち圏域にある保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の幼児、児童、生徒または学生が利用するとき 	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	◆鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	年1回に限り平日に行う練習・準備・本番のいずれか	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料
◆保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき ◆障がい者、要介護者が利用するとき	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆一般が主催する行事で1階席のみ（355席）利用するとき（1ヶ月以内の練習又は準備を含む）	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆39歳以下の鳥取市芸術家バンク登録者が、その登録内容で利用するとき ※出演者の過半数が39歳以下であること	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
		◆子ども・若者を対象とした文化芸術公演 ※公演の対象年齢は0歳から39歳までとする	施設利用料
	本番	施設利用料	50%

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率	
◆鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	本番を含む30日以内に利用する団体の練習・準備	施設利用料	75%	
		冷暖房利用料	50%	
	上記以外の練習・準備	冷暖房利用料	50%	
	本番	施設利用料 冷暖房利用料		

※詳しくは会館スタッフにおたずねください

最新情報やSNSは公式HPからチェック！

鳥取市民会館

鳥取市民会館（TOTTORI CIVIC HALL）

〒680-0041 鳥取市掛出町12番地

TEL 0857-24-9411

休館日 毎月第3火曜日（祝日の場合は翌平日） 12/29～1/3



◀市民会館HP▶